

# 令和3年度 第1回宗像市次世代育成支援対策審議会議事録

期 日：令和3年11月2日（火）

時 間：18時00分から19時30分まで

会 場：宗像市役所 202 会議室

## ◆出席者

### 【審議会委員】

田中 敏明	○	永松 美雪	欠	高松 美香	○
小方 信二	○	池淵 恵	○	木村 真彦	○
早川 由洋	○	吉永 康之	○	堤 万里子	○
下嶋 みか子	○	山崎 貴恵子	○	山本 裕子	○

### 【宗像市】

徳永 淳 (子どもグローバル 人材育成担当部長)	中野 道子 (子ども育成課長)	賀来 元彦 (子ども育成課参事)	田中 純 (子ども家庭課長)
本田 和徳 (子ども支援課長)	本田 康浩 (子ども育成課主幹兼 子ども育成係長)	田中 弘美 (子ども育成課幼児教 育保育係長)	瀧口 啓太郎 (子ども育成課幼児施 設支援係長)
山本 千恵 (子ども家庭課子ども 保健係長)	久保寺 朗子 (子ども家庭課子ども 家庭係長)	萩野 賢教 (子ども支援課主幹兼 子ども支援係長)	石松 敦子 (子ども支援課子ども 相談係長)
姫野 恵理子 (子ども支援課発達支 援係長)	鹿島 友香 (子ども育成課子ど も育成係主任主事)		

## ◆資料

(事前送付)

【資料①】「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について

【資料②】宗像市子ども基本条例の改正について

### 1 あいさつ (田中会長)

### 2 委嘱状交付

(事務局より) 高松委員、山崎委員、山本委員、の3名の新しい委員に対して委嘱状交付。新しい委員及び中野課長より一言ずつ挨拶。

### 3 審議会について

(事務局より) この審議会では「子ども・子育て支援法」第77条第1項及び「宗像市子ども基本条例」第27条に規定する事項に関すること、宗像市子ども基本条例による行動計画の策定及び見直しに関して意見を述べること、同条例による

施策等の検証に関して審議すること、次世代育成支援対策の推進について調査審議することを事務としている。今日は第2期計画の進行管理及び宗像市子ども基本条例の改正についてご意見を頂戴したい。

#### 4 審議事項

##### (1)「第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画」の進行管理について【資料①】 令和2年度実施状況、令和3年度実施計画

(事務局より)

第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画について説明。第2期計画は、宗像市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)、第2期宗像市子ども基本条例行動計画、第2期宗像市子どもの未来応援計画を総称したものである。基本理念に「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」を掲げ、「保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します」「市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します」「子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します」の3つの基本方針で構成されている。事業評価については、評価Aが38事業、評価Bが23事業、評価Cが11事業、評価Dが10事業、評価Eが6事業、未確定が1事業となっている。評価A及びDの事業を中心に説明を行う。

基本方針①のNo.3:「学童保育所管理運営事業」は、保護者アンケートの満足度が高かったためA評価となっており、令和2年度はコロナ対策として消耗品や備品を購入したり、多子世帯・被災等世帯の減額制度を導入したりしている。令和3年度は第5期指定管理者選定業務を行う。No.6:「子育て支援事業」No.7:「家庭教育学級」は、新型コロナウイルスの影響で、子育てサロンや家庭教育学級の大部分が中止となり、参加者数が少なくなりD評価となっている。No.13:「生活困窮者自立支援事業」は相談支援により就職した人の数が目標値を大きく上回ったため、A評価となっている。令和2年度はコロナ禍で生活困窮者からの相談が増加したため、相談員を2名から3名に増員し対応している。No.15:「児童手当給付事業」は、令和2年度はコロナ禍の経済支援として、子育て世帯へ臨時特別給付金などを支給している。No.34:「子ども家庭相談事業」は、年々増加する児童虐待等に対応するため、子ども相談支援センターの正規職員を2名から4名に増員し、体制強化を図っている。

基本方針②のNo.6:「グローバル人材育成事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響により当初予定していた多くの事業が中止となったが、様々な代替事業をオンライン等を活用して行った。No.9:「民生委員児童委員事業」は、指標の民生委員児童委員協議会主催の研修会が新型コロナウイルス感染症の影響により1回しか実施できなかったため、D評価となっている。研修会の回数は少なかったが、コロナ対策機器を購入し活動の支援を行っている。No.11:「ボランティア育成事業」は、子ども支援ボランティア養成講座の参加者が目標より多く集まったため、A評

価となっている。No.15:「シティプロモーション事業」は、市 HP の子育て・教育サイト「むむハグ」のリニューアルを行い検索性の向上や SNS との連動などにより、サイト訪問者数が増加したため、A 評価となっている。また、令和 2 年度はふらこっこがインスタグラムを開始し、より多くの方に情報発信を行っている。

基本方針③の No.6「人権教育事務」は、より多くの教職員に実践交流会に参加してもらうために、対象を全教職員に広げて実施したため A 評価となっている。No.14「無料職業紹介所」は、新たに保育士の市内誘致のため各園の紹介動画の作成及び発信を行ったが、面接件数の実績が目標値に達しなかったため D 評価となっている。No.23「教育相談事業」は、スクールカウンセラーの派遣が令和 2 年度より市内全小学校へ拡充された。相談件数は増加傾向にあり、相談体制の充実が図られている。

【会長】基本方針①の No.16～18 の就学援助などの給付事業については指標が受給者数になっているが、対象者に対する受給者の割合にするべきではないか。また、基本方針③の No.4 は事業概要が教職員及び児童生徒が、パソコン等の ICT 機器を活用できるよう保守管理及び機器の導入・更新を行うとあるが、指標は授業がわかりやすいと感じる子どもの割合となっており、ズレが生じているのでは。現在 ICT 機器は授業のメインにはなっておらず、補助的な役割である。

⇒【事務局】令和 3 年度から教職員・児童生徒は 1 人 1 台タブレットを持っている。その前は ICT 機器を教職員が使用してわかりやすい授業にすることがメインだったので、この指標となっている。今後現状に合わせて指標を見直す必要があると感じている。

【会長】最近保育所をめぐる事件や不祥事が起きている。よって園に対する保護者の保育の満足度を指標の 1 つに入れてほしい。

⇒【委員】子どもは遊びの中で育つものだが、コロナ禍で閉塞的な環境になっている。保育士の養成や研修を以前は色々と実施していたが、現在は出来ていない。また子ども育成課主導で、各園共通でインクルーシブ保育を実施してほしい。特に幼稚園と認定こども園が進んでいない。

【委員】基本方針①No.1（保育所待機児童数）と基本方針③No.14（無料職業紹介所）の C・D 評価についてコロナ禍は関係なく、保育所不足・保育士不足が表面化したものである。行政は様々な取り組みを行っているが、福岡市・北九州市に比べるとマイナス要因が多い。保育所で事件が 1 件起きると、保育所全体のイメージが悪くなる。

⇒【会長】保育士は給料が安くてきつい仕事であるというイメージがある。宗像の保育所等に勤務する魅力を発信してほしい。保育士は不足しているため、誰でもな

れる状態になっている。よって基礎的な研修が重要となる。

⇒【委員】宗像市は公定価格上の給付費が「その他地域」となっており、保育士の基本給を上げづらい状況にある。福岡市の方が給料が高い。国の問題のため、改善が難しい現状がある。

【委員】学校の ICT 化については、変わってきている。コロナ禍で学びを止めないことや働き方改革も目的となっている。よって指標は再検討するべきである。また、基本方針②No.30 の指標の実績値が 100%というのは、違和感がある。学校があげた危険個所について危険度に応じて、どの程度改善されたかを評価していくべきである。

⇒【事務局】事業担当課と協議する。

【会長】本計画については、今年度もしっかり事業推進してほしい。

## (2) 宗像市子ども基本条例の改正について【資料②】

(事務局より) 前回の審議会で説明はしたが、新委員の方がおられるので、再度市の条例改正の考え方を説明する。この条例は平成 22 年当時、市長から審議会に諮問があり、審議会で約 1 年半議論され案が作成されている。条例改正も審議会で意見を聞いて案を作成する。資料②に沿って現在の条例の課題 3 点及び条例改正内容を説明。2 つ目の課題は虐待の通告義務を記載することで、対応の迅速化を図りたい。3 つ目の課題は子ども関係施設の役割は、条例第 11 条に記載。また、子どもの権利救済委員の 2 名から条例改正についての意見があったので、資料に沿って説明。市で検討した結果、救済委員からの意見については今回の条例改正に含めないものとする。

【委員】前回の審議会で示されたスケジュールの中で、子どもの権利救済委員会とは別に子どもや子ども関係団体に意見を徴取するとあるが、今後意見を徴取する場はあるのか。

⇒【事務局】子どもについては、今年度子どもの権利フェスタの子ども実行委員から意見を徴取する予定だったが、新型コロナの影響でフェスタが中止となった。よって現時点で子どもの意見を聞くことは出来ていない。今後意見を聞く場がないかどうか検討中である。また、子ども関係団体については、12 月に開催予定の子どもの居場所づくり情報交換会にて意見を徴取する予定である。

【会長】この条例は何年に 1 回見直すなど、改正時期は決まっているのか。

⇒【事務局】決まっていない。

【委員】救済委員からの1番目の意見について、保育所では広域入所・DVによる避難・災害時の対応などで市外の子どもが入所することがある。DVはコロナ禍で増えており、他市町村との連携が必要である。この条例の実効性が保てるということの認識が重要である。

⇒【事務局】現場の職員の方が宗像市の子どもと市外の子どもを平等に扱うことは当然のことである。

【委員】最近子育て支援センターには、外国人の利用者が増えている。利用案内は英語版を準備している。外国の方は自分の国との子育て観のギャップがある可能性が高い。外国の方に対する宗像市の子育てに関する考え方や条例の周知方法はあるか。

⇒【事務局】市の条例で英訳しているものはない。

⇒【会長】保育所指針にも外国籍の方の受け入れについて対応するように明記されている。各園で外国籍の方はどう対応するか調査を行ったところ、色々とすれ違いが多いことが分かった。

【委員】セクシャルマイノリティやジェンダーアイデンティティなどの問題があり、ジェンダーに違和感を感じている子どもは多く存在している。子どもの権利として、心のジェンダーを尊重していきたい。

⇒【事務局】子ども基本条例には自分らしく生きる権利として考え方を記載している。実際に学校の現場でどこまで認めていくかは今後検討していく必要がある。

【会長】条例改正については、市の改正案を了承した。

## 5 その他

### 令和3年度第2回審議会開催時期は未定

(事務局より)むなかた子ども大学の体験活動ブース及び令和3年度子どもの権利に関する講演会についてチラシに基づき説明。

【委員】意見なし